地方独立行政法人山口県産業技術センター 第2期中期目標(素案)

中期目標(素案)

(基本的な目標)

地方独立行政法人山口県産業技術センター(以下「法人」という。) は、産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する 支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県 における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。 第1期中期目標期間は、当該目的の達成に向けて、「安定した運営体 制及びサービスの向上に資する仕組みの早期確立」に向けた取組を推 進した期間であり、第2期中期目標期間にあっては、第1期中期目標期 間における成果を基礎としつつ、本県の重要課題である産業力の増強 に積極的に取り組み、戦略産業の集積やものづくりの高度化に寄与す る成果を着実にあげることを目指して、次のとおり中期目標を定め る。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

(参考) 第2期中期計画の現時点における検討の方向性

(基本的な考え方)

山口県産業技術センター(以下「センター」という。)は、平成21年度に法人化し、第1期中期計画に基づき平成25年度までの5年間センターの運営を行ってきた。

第1期は、法人化した最初の期間として、主にセンター運営の基礎・ 基盤づくりを進めてきたところである。

第2期においては、第1期に構築した組織・体制をベースとして、県内企業や地域産業のイノベーション創出への期待に応える具体的成果を着実に、かつ効果的・効率的にあげていく必要がある。

このため、「中核的技術支援拠点」として、地域貢献の成果の一層の「見える化」を図るべく、「地域の産業力強化」をキーワードに、「地域のイノベーション創出の推進と産学公連携強化によるものづくりの加速化」を柱として、さらなる改革を推進するため、中期目標に沿ってここに第2期の中期計画を定める。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標

1 戦略産業の集積・推進に向けた地域イノベーションの推進に関する目標

全国トップレベルの医療関連産業の集積や、瀬戸内沿岸部の素材・部材の供給基地などの本県産業の特性や強みを活かし、今後の成長が期待できる医療関連産業や環境・エネルギー産業などの戦略産業の集積・推進に資する持続的な地域イノベーション創出環境の整備に資するため、戦略産業分野において、県内企業のニーズ、シーズの発掘から事業化に至るまでの技術開発を支援する体制を整備し、産学公や企業間連携による研究開発・事業化を促進する。

- 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 戦略産業の集積・推進に向けた地域イノベーションの推進に関する 目標を達成するためにとるべき措置
- (1) 地域イノベーション創出環境の整備
- ア 地域イノベーション支援体制の強化 (No. 1)

県の特性や強みを活かした「環境・エネルギー分野」と「医療・福祉・介護の分野」における産業クラスターの形成に向け、県内でのイノベーションを促進するため、「やまぐちイノベーション推進協議会」の下、県内企業のニーズ、シーズの発掘から事業化に至るまでの技術開発プロジェクトを推進する体制をセンター内に構築し、効果的・効率的に運営する。

イ 研究開発・事業化の促進 (No. 2)

構築したプロジェクトプロデュース体制により、県内技術資源を活用した次代を担う技術開発プロジェクトを発掘し、国等の提案公募型事業(競争的資金)の積極的な活用を図りつつ、地場産業(県内中堅・中小企業)への波及効果を高めるためのプロジェクトの効果的な実施について、県・大学・関係支援機関等と連携して支援する。

【国等の提案公募型事業の獲得件数】 中期計画期間中 ○○件(No. 3)

2 中小企業力の向上に向けたものづくり力の高度化・ブランド化 の推進に関する目標

本県産業を支える中小企業のものづくり力の高度化・ブランド 化の推進に資するため、事業化戦略を踏まえた実用化研究に重点 的に取り組み、その成果の普及を図るとともに、当該成果を活用 した事業化の取組を支援する。

また、関係機関との緊密な連携のもと、各種技術研究会活動や 実証試験を積極的に展開するとともに、研究開発計画の策定や必 要となる資金の獲得を支援し、企業の技術革新の取組を促進する。 2 中小企業力の向上に向けたものづくり力の高度化・ブランド化の推 進に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 重点的な研究開発

ア 重点的な研究開発と機動的な対応(No. 4)

県の産業振興施策の動向を踏まえつつ、研究会や企業訪問等の手法により積極的に企業ニーズを取り入れ、県内企業の技術革新を促す次の分野の重点技術を選定し、出口戦略のある実用化研究を重点的に実施し、センターの技術開発力の強化を図る

- (ア) 〇〇分野
- (1) 〇〇分野

.

また、研究開発の実施過程においては、企業ニーズに対応して、 企業との共同研究や研究開発のテーマや内容を柔軟かつ機動的に 見直して対応する。

さらに、国等の提案公募型事業に積極的に応募し、新製品・新技術の開発を加速させる。これらの取組により、産業技術センターの技術開発力の強化を図る。

イ 新製品の企画開発力の強化 (No.5)

市場動向や県内企業のものづくり技術に合致し、さらに、地域の 魅力を活かした新製品をセンター自ら企画開発する体制(ものづく りチーム)を構築し、センターから新製品を県内企業に提案して、 積極的な企業展開を行う。

(2) 研究開発成果の普及

ア 研究成果の企業への移転(No. 6)

センターの研究開発で得られた成果については、研究会や企業訪問など手法により幅広く発信し、企業に移転する取組を促進する。 また、移転後の企業での実用化に当たっては、その取組が滞りなく

進捗できるよう、関係の職員が継続的にフォローアップを行う。

イ 知的財産の取得·流通(No.7)

特許等の知的財産の取扱いについて、申請から取得、普及、侵害への対応までを網羅した知財戦略に沿って知的財産の適切な管理を推進する。

【特許出願・取得・実施契約件数】 中期計画期間中○○件(No.8)

【研究開発が事業化に向かって進展した件数】

中期計画期間中 〇〇件

※共同研究、サンプル出荷、製品化を包括してカウント(No.9)

(3) 産学公連携による研究会活動(No. 10)

ものづくり技術のブラシュアップを行う「やまぐちブランド技術研究会」による技術のブランド化や液化水素エネルギー利活用関連事業及び水素・再生可能エネルギーの利活用を推進する「新エネルギー研究会」などによる環境負荷低減型の次世代産業の集積を促進するために、県産資源を利活用するエネルギーシステムの実現可能性を調査する「新エネルギー研究会」等の産学公連携による研究会活動や社会実証試験を通じて、新たなビジネスチャンスとなる要素技術を発掘し、県内企業の新事業への展開を支援する。

- (4) 企業の技術開発の促進 (No.11)
 - (ア) 県内企業(企業間連携を含む)の技術に対する「強い想い」を

技術革新につなげるために、センター職員のコーディネート力を強化して、県の技術革新計画制度などの「技術革新へのシナリオづくり」を支援するとともに、技術革新に必要となる資金調達のため、国や県等の提案公募型事業(競争的資金)の獲得を支援する。

- (イ) 県内大企業のシーズ (公開特許・機能性材料等) とものづくり 企業のニーズ (新製品・新技術の開発) のマッチングを図り、 企業の新事業展開を支援する。
- (5) 新事業支援センターの活用 (No. 12)

県内企業や新規立地企業の新たな事業展開を促進する場として の新事業創造支援センターを効果的に活用するため、入居要件の大幅な緩和や入居メリットの設定などの取組を行う。

【企業の新事業展開への支援件数】

中期計画期間中 〇〇件(No. 13)

※新事業展開とは、競争的開発資金、補助金

3 「中核的技術支援拠点」としての更なる機能強化に関する目標

県内企業のものづくりパートナーとして、社会経済情勢の変化に的確に対応した技術力の向上を支援するため、大学や関係機関による研究支援機能や経営支援機能との有機的連携を図り、効果的かつ切れ目のない企業支援の一層の充実を図る。

また、企業訪問や相談窓口機能を活用した技術相談の充実や、新たな技術課題の掘り起こしに取り組む。

さらに、中小企業単独では導入が困難な先端的試験研究機器の

- 3 「中核的技術支援拠点」としての更なる機能強化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- (1) 大学等関係機関との連携強化
- ア 大学・高専・産総研等との連携 (No. 14)

大学・高専・産総研等の研究機関との定期的な情報交換の場を設ける等の手法により、大学・高専・産総研等の技術シーズや試験研究機能を把握し、それらの機関と協働して地場企業を支援する。

イ やまぐち産業振興財団や金融機関との連携 (No. 15)

計画的整備とその開放など、各種の技術支援サービスを充実する。

やまぐち産業振興財団との連携を深め、同財団の持つ経営支援機能を有効に活用するとともに、金融機関による金融・経営面に関するノウハウなどを活用することで、新事業展開に向けて効果的な企業支援を実施する。

ウ 他支援機関との連携(No.16)

国・県の行政機関や他の支援機関等との連携を深め、産業振興施策の実施に積極的に協力して、県内企業の新事業展開を支援する。

- (2) 技術相談の充実・新たな技術課題の掘り起こし
- ア 技術相談の充実(支援業務の反映とアンケート調査の実施と評価) (No. 17)

県内企業の技術課題を把握するため、県内企業の計画的な巡回訪問や相談窓口機能(サテライト窓口、電子メール相談、巡回相談窓口等)の充実など新たな技術課題の掘り起こしに努める。また、個々の企業から寄せられた技術相談の内容、対応結果などを整理し、職員間での情報共有を図ることで、さまざまな技術課題の解決に向けた対応力の強化を図る。

イ 技術課題の掘り起こし(No. 18)

県内ものづくり技術を県産資源に有効に活用する観点(技術の地産地消)から、技術課題を掘り起こす取組を強化し、ものづくり技術や企業とのマッチングや農商工連携(6次産業)など関係機関と連携しながら課題解決に向けた支援を行う。

【技術相談件数】

中期計画期間中 ○○件(5年間)(No. 19)

【企業訪問件数】

中期計画期間中 ○○社(5 年間) (No. 20)

- (3) 各種技術支援サービスの充実
- ア 産業技術センターの課題解決力の強化(No. 21)
- (ア) 開放機器

県内企業のニーズを踏まえた計画的な機器整備に努めるととも に、専門知識を有する外部人材を活用した機器操作補助員の拡充に より、支援機能を強化する。

(イ) 依頼試験

依頼試験項目の見直しや計画的な機器の保守、校正を継続的に行うことで、試験結果の公正性を確保するとともに、JIS等に定めない試験に対しては引き続きオーダーメイド試験により、柔軟な対応をする。

(ウ) 受託研究

企業ニーズに即応し、迅速に研究が着手できるように努めると ともに、開始時期や研究期間についても柔軟な対応を行う

(工) 技術者研修

企業の技術者が今後の技術の高度化に対応できるように、企業の技術者を受け入れる所内研修や職員を企業に派遣する所外研修などを、企業の要望に即応して行うとともに、開始時期や研究期間についても柔軟な対応を行う。また、必要に応じて、技術動向や課題解決手法等に関するセミナーを開催する。

(オ) 企業ニーズの把握と反映

アンケート調査により、支援業務のニーズ適合性を把握するとと もに、サービス内容について検証を行い、その結果を経営資源(ひ と・もの・かね)の配分に適切に反映させる。

イ 他機関の技術支援機能を活用した利便性の向上 (No. 22)

センターで対応できない課題について、企業の利便性を損なうことなく県内の近隣地域で解決できるように、県内ものづくり企業や民間機関・大学・他支援機関(企業OBの活用等)等の専門的な知識を有している県内技術者とのネットワークを構築し、適切なマッチングを行うことで課題解決につなげる。

【開放機器・依頼試験・受託件数】

中期計画期間中○○○件(No. 23)

- 開放機器 ○○○件
- 依頼試験 ○○○件
- ・受託研究 ○○○件

【技術支援が事業化(商品化)に至った件数】 中期計画期間中 ○○件(No.24)

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

業務運営の更なる効率化に資するため、引き続き理事長のトップマネジメントのもと、運営体制や経営資源の配分について継続的に見直しを行う。

また、企業ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応するため、職員の職能開発を計画的に実施するとともに、開かれた法人運営を一層進めることができるよう、法人のサービス業務の「見える化」を図る。

さらに、コンプライアンスの確保や情報管理を徹底するととも に、危機管理対策の充実を図る。

- 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとる べき措置
- 1 運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
- (1) 戦略的・効率的な業務運営 (No. 25)

理事長のトップマネジメントの下、社会経済状況や企業ニーズの変化に即して、組織体制の見直しや経営資源(ひと・もの・かね)の配分を戦略的に行うとともに、業務内容や運営方法についても見直しを行い、効率的な業務運営を行う。

(2) 効果的な人材育成 (No. 26)

職員の業務遂行能力の向上と職員の業務に対する意欲の向上を 目的に、外部機関(ひとづくり財団、大学、産総研等研究機関、企 業)等を活用した人材育成を効果的に進める。

(3)業務の見える化のための情報発信(No. 27)

センターの技術支援や研究開発、その他業務について、技術支援 や研究開発に係る成果事例集の発刊、成果発表会の開催、ホームページ等を通じて、分かり易く広く県民に情報発信に努める。

- 2 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するためにとるべき措置
- (1) 法令遵守(No. 28)

安全衛生法等の法令遵守、職員倫理の確保に資する仕組みを整備 (公益通報窓口の設置、公益通報者保護規程や倫理規程の制定等) するとともに、コンプライアンスの確保を徹底するための職員教育 を継続的に実施する。

(2) 危機管理(No. 29)

個人情報や企業情報、製品開発等の業務を通じて知り得た秘密情報について、その漏洩が起こらないよう徹底する。

また、特定の災害と被害の想定のもと、優先業務の継続・復旧の ための取組を規定する「業務継続計画」(BCP)について検討する。

第4 財務内容の改善に関する目標 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

競争的資金や機器の開放、知的財産権の使用許諾に積極的に取り組み、自己収入の確保に努める。また、経費の支出については、可能な限り抑制に努める。

1 自己収入の確保に関する目標を達成するためにとるべき措置 (No. 30)

国等の外部資金を有効に活用し機器整備や研究費の獲得に努める ほか、機器・施設の開放、知的財産権の使用許諾等により、運営費交

付金以外の収入の確保に努める。

2 財務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (No. 31)

経費支出削減の観点から事務手続きの簡素化や業務内容や方法の 見直しなどを行うことで、業務の効率化・合理化を図り、予算執行の 効率化と経費の削減に取り組む。

第5 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の適切な管理に関する目標

施設設備が効果的・効率的に活用されるよう、その維持管理を適切に行うとともに、計画的な整備に努める。

- 第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
- 1 施設設備の適切な管理に関する目標を達成するためにとるべき措置 (No. 32)

安定的なサービスの提供の基盤となる施設、設備、機器が良好な状況に保たれるよう、その適切な維持管理に努めるとともに、施設等の利活用状況について適時把握を行い、効率的・効果的な利活用が図られるよう、定期的に運用方法の改善や有効活用策等の検討を行う。

さらに、センターの利用が将来見込まれる工業高校・高専等の生徒を始め、県内企業や多くの県民の産業技術やセンターの業務への理解を促進するために、施設開放・施設見学等の取組を実施する。

【施設利用・見学者受入人数】 中期計画期間中 人 (No. 33)

2 環境負荷の低減に関する目標

業務運営に伴う環境負荷を低減するための取組を適切に実施する。

2 環境負荷の低減に関する目標を達成するためにとるべき措置 (No. 34)

省エネルギーや廃棄物の適正な処理など、環境に配慮した業務運営

を行う。
第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 1 予算(平成26年度~平成30年度) ※ 予算編成過程において検討(以下同様。)
2 収支計画(平成26年度~平成30年度)
3 資金計画
第6 短期借入金の限度額
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
第8 剰余金の使途
第9 法第40条第4項の承認を受けた金額の使途